

装備品等の統計調査に関する訓令を次のように定める。

昭和34年12月 5 日

防衛庁長官 赤 城 宗 徳

装備品等の統計調査に関する訓令

改正 昭和35年 3月30日庁訓第13号 平成13年 1月 6日庁訓第 2号
昭和37年11月 1日庁訓第73号 平成18年 3月27日庁訓第12号
昭和48年 9月18日庁訓第43号 平成18年 7月28日庁訓第83号
昭和48年11月27日庁訓第60号 平成19年 1月 5日庁訓第 1号
昭和59年 5月30日庁訓第33号 平成19年 8月30日省訓第145号
昭和59年 6月30日庁訓第37号 平成27年10月 1日省訓第39号
昭和60年 4月 6日庁訓第19号 平成28年 3月31日省訓第37号

(目的)

第1条 この訓令は、防衛省における装備品等及び役務に関する統計（施設の取得に関する統計の一部を含む。）を作成するための調査（以下「調査」という。）の確実かつ能率的な実施のために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 供与品 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基きアメリカ合衆国から無償で供与された装備品等、日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定」に基きアメリカ合衆国から引渡された船舶及び「日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定」に基きアメリカ合衆国から貸与された艦艇をいう。
- (3) 中央調達 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第3条に規定する中央調達及び地方防衛局が行う建設工事その他施設の取得をいう。

- (4) 各幕僚長 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。
- (5) 年度 会計年度をいう。
- (6) 四半期 会計年度の四半期をいう。

(調査の種類)

第3条 この訓令により実施する調査は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 産業連関表に付属する物量表に関する調査
- (2) 装備品等調達契約額調査
- (3) 主要装備品等保有数調査
- (4) 供与品受領返還状況調査
- (5) 燃料弾薬調達在庫状況等調査

(調査報告)

第4条 別表第1の調査報告者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の調査の種類
の欄に掲げる調査を行い、その結果を防衛大臣に報告しなければならない。

(物量表調査)

第5条 産業連関表に付属する物量表に関する調査（以下「物量表調査」とい
う。）は、装備品等、役務及び施設の防衛大臣の指定する年度における産業
部門別の調達数量及び調達金額について行う。

- 2 物量表調査の様式、報告期限、産業部門別分類その他調査に必要な事項は、
別に定める。

(調達契約額調査)

第6条 装備品等調達契約額調査（以下「調達契約額調査」という。）は、装
備品等及び役務の毎年度における品目別の調達契約金額について行う。

- 2 調達契約額調査の様式は、別表第3のとおりとする。
- 3 調達契約額調査の報告期限は、調査の対象の年度（以下「対象年度」とい
う。）の翌年度の6月末日とする。
- 4 第1項の品目別の分類は、別に定める。

(保有数調査)

第7条 主要装備品等保有数調査（以下「保有数調査」という。）は、別に、
定める主要な装備品等の毎年9月末日現在及び毎年度末日現在における保有
数量について行う。

- 2 保有数調査の様式は、別表第4のとおりとする。
- 3 保有数調査の報告期限は、毎年9月末日現在のものにあつては同年11月

末日、毎年度末日現在のものにあつては翌年度の5月末日とする。

(供与品調査)

第8条 供与品受領返還状況調査（以下「供与品調査」という。）は、供与品の毎年9月末日現在及び毎年度末日現在における品目別の受領数量及び受領金額並びに返還数量及び返還金額について行う。

2 供与品調査の様式は、別表第5のとおりとする。

3 供与品調査の報告期限は、毎年9月末日現在のものにあつては同年11月末日、毎年度末日現在のものにあつては翌年度の5月末日とする。

(燃料弾薬調査)

第9条 燃料弾薬調達在庫状況等調査（以下「燃料弾薬調査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

(1) 別に定める品目の燃料及び潤滑油類の毎年度における調達契約数量及び調達契約金額

(2) 別に定める品目の弾薬類の毎年度における調達契約数量及び調達契約金額

(3) 第1号の燃料及び潤滑油類の毎四半期末日現在における在庫数量

(4) 第2号の弾薬類の毎四半期末日現在における在庫数量

(5) 貯油タンク施設の毎年9月末日現在及び毎年度末日現在における貯蔵能力

(6) 弾薬類貯蔵施設の毎年9月末日現在及び毎年度末日現在における貯蔵能力

2 燃料弾薬調査の様式は、別表第6から別表第10までのとおりとする。

3 燃料弾薬調査の報告期限は、第1項第1号及び第2号に掲げるものにあつては対象年度の翌年度の6月末日、第3号及び第4号に掲げるものにあつては調査期日の属する月の翌々月末日、第5号及び第6号に掲げるもののうち、毎年9月末日現在のものにあつては同年11月末日、毎年度末日現在のものにあつては翌年度の5月末日とする。

(委任規定)

第10条 この訓令に定めるもののほか、調査の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁長官及び第4条の規定により調査を行う者が定める。

附 則

この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。ただし、物量表調査及び調査

契約額調査に関する規定は、昭和35年度を対象年度とする調査から適用する。

附 則（昭和35年3月30日庁訓第13号）

この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和48年9月18日庁訓第43号）

1 この訓令は、昭和48年9月18日から施行する。

2 昭和48年度を対象年度とする装備品等契約額調査については、この訓令による改正後の別表第3の規定にかかわらず、当該調査のうち、国内調達、輸入調達別契約額調査についてのみ実施するものとし、この場合における中央調達に係る調査を実施する部局は、この訓令による改正後の別表第1の注の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとする。

附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和59年5月30日庁訓第33号）

この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

2 第89条の改正規定により、統合幕僚長は、この訓令の施行の日に、第4条第3項に規定する長官への上申（以下この項において「上申」という。）をしなければならない。ただし、上申をしようとする搜索救助管轄区域及び区域調整官が航空救難に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第56号）第6条第3項の規定により現に定められている救難区域及び区域指揮官と同一のものである場合には、その旨を長官に報告することをもって上申に代えることができる。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日省訓第37号）

この訓令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

別表第 1

| 調査の種類 | 調査報告者 | 注 中央調達による装備品に係る物量表調査及び調達契約額調査は、調達実施部局（防衛装備庁）において行うものとする。 |
|---------|--|--|
| 物量表調査 | 大臣官房長 防衛大学校長 防衛医科大学校長 防衛研究所長 各幕僚長 情報本部長 | |
| 調達契約額調査 | 防衛監察監 地方防衛局長 防衛装備庁長官 | |
| 保有数調査 | 防衛大学校長 各幕僚長 情報本部長 防衛装備庁長官 | |
| 供与品調査 | 各幕僚長（統合幕僚長を除く。） 防衛装備庁長官 | |
| 燃料弾薬調査 | 各幕僚長 | |

別表第2

(削除)

調 達 契 約 額 調 査

年度分
 調査報告部局名 _____
 年 _____ 月 _____ 日
 単位：千円

(1) 国内調達、輸入調達別契約額調査

| 品 目 | 合 計 (A + B) | 国 内 調 達 | | | 輸 入 調 達 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------------|----------|------------|-----|----------|-------|-----|----------|-----|-----|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 計 (A) | 中央調 達 分 | その他 | 計 (B) | 中央調達分 | | | その他 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 小計 | FMS | 一般 輸入 | 小計 | FMS | 一般 輸入 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 品目欄には、品目別に生産、修理及び修理以外の役務に区分して記入すること。

(2) 契約方式別契約額調査

| 品 目 | 合 計 | | 中 央 調 達 分 | | | | | | | | そ の 他 | | | | | | | | | |
|-----|--------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|--------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|--------|-----|--|--|
| | | | 一般競 争契約 | | 指名競 争契約 | | 随 意 契 約 | | 合 計 | | 一般競 争契約 | | 指名競 争契約 | | 随 意 契 約 | | 合 計 | | | |
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 品目欄には、品目別に生産、修理及び修理以外の役務に区分して記入すること。

別表第4

保有数調査

____年度末(年9月末)現在
調査報告部局名____
年 月 日

| | | |
|----|--|--|
| 品名 | | |
|----|--|--|

| 品名 | 保有数 | 内 訳 | | | 備考 |
|----|-----|-----------|----|----|----|
| | | 供与(貸与を含む) | 国産 | 輸入 | |
| | | | | | |

- 注 1. 艦艇については型別、航空機については機種別に保有数を記載すること。
2. 艦船の保有数については、隻数及び屯数を併記すること。
3. 保有数には、返還手続中のもの、教材としているもの及びその他不用決定等をしたものを含まないものとする。

別表第5

供与品調査

____年度末(年9月末)現在
調査報告部局名____
年 月 日
単位：千円

| 品目 | 単価 | 受領累計 | | 返還累計 | | 返還手続中 | | 管理換等累計 | | 保有 (E)=(A)-(B)-(C)-(D)) | 備考 |
|----|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------------------------|----|
| | | (A) 数量 | (A) 金額 | (B) 数量 | (B) 金額 | (C) 数量 | (C) 金額 | (D) 数量 | (D) 金額 | | |
| | | | | | | | | | | | |

- 注 1. 品目欄には、最終品目 (end item) ごとに記入し、部品については、一括して記入すること。
2. 単価欄には、取得価格(取得価格がない場合又は取得価格が明らかでない場合は、見積価格)を記入すること。
3. 受領累計欄には、受領したもの及び他の機関又は他省等から管理換を受けたものを記入すること。
4. 返還累計欄には、返還を完了したもの及びアメリカ合衆国側に通報し、それに対して処分指示の回答があつたものを記入するもと。
5. 返還手続中欄には、アメリカ合衆国側に通報したものであつて、処分指示の回答を得ていないものを記入すること。
6. 管理換等欄には、他の機関又は他省等に管理換したもの、亡失したもの等を記入すること。

別表第9

____年度末（年9月末）現在
調査報告部局名_____

燃料弾薬調査－貯油タンク施設状況

年 月 日
単 位 : 軒

| 場 所 貯油所又は基地等名 | 燃料品名 | 施 設 容 量 | | | | | | | | | | 備 考 | |
|------------------|-------------------|----------|----|---------|----------|----|---------|----------|----|---------|-----|-----|--|
| | | 既 設 | | | 建 設 中 | | | 計 画 中 | | | 総 計 | | |
| | | 1基 容量 | 基数 | 全容 量 | 1基 容量 | 基数 | 全容 量 | 1基 容量 | 基数 | 全容 量 | 全容量 | | |
| | ○○○ ○○○ 小 計 | | | | | | | | | | | | |
| | ○○○ | | | | | | | | | | | | |
| | ○○○ 小 計 | | | | | | | | | | | | |
| 総 計 | | | | | | | | | | | | | |

別表第10

____年度末（年9月末）現在
調査報告部局名_____

燃料弾薬調査－弾薬類貯蔵施設状況

年 月 日
単 位 : メートルトン

| 場 所 (弾薬支所等) | 貯 蔵 能 力 | | | | | 現 有 貯蔵量 | 備 考 |
|----------------|---------|-----|---|-------|-------|------------|-----|
| | 既 設 | | | 建 設 中 | 計 画 中 | | |
| | 本 設 | 仮 設 | 計 | | | | |
| | | | | | | | |